

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年 8 月14日
【発行者名】	しんきんアセットマネジメント投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 賢治
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号
【事務連絡者氏名】	米山 亮
【電話番号】	03 - 5524 - 8161
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	しんきん国内株式インデックス（投資一任用）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

しんきん国内株式インデックス（投資一任用）（以下「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。（以下「受益権」といいます。）

委託会社からの依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（振替法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるしんきんアセットマネジメント投信株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行(売出)価額の総額】

5,000億円を上限とします。

（４）【発行(売出)価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上１万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または下記の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで最新の基準価額をご覧になることもできます。

< 照会先 >

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

< コールセンター > 0120-781812

携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

< ホームページ > <https://www.skam.co.jp>

（５）【申込手数料】

申込手数料はありません。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位

(7)【申込期間】

2026年8月15日から2027年2月19日まで

（申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8)【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みに係る取扱い等は販売会社が行っています。

販売会社は、以下の方法でご確認ください。

委託会社への照会

ホームページ <https://www.skam.co.jp>

コールセンター 0120-781812（携帯電話からは03-5524-8181）

（受付時間：営業日の9：00から17：00まで）

(9)【払込期日】

- ・取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込代金を販売会社において支払うものとします。
- ・販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の口座に払い込みます。委託会社は、同日、各取得申込受付日に係る発行価額の総額を、受託会社の当ファンドに係る口座に払い込みます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込金額は、お申し込みされた販売会社の営業所等で支払うものとします。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

当ファンドは、投資一任口座にかかる契約（同種の権利義務関係を規定する契約を含む）に基づいて、投資一任口座の資金を運用するためのファンドです。

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に投資一任口座を開設した者等に限るものとします。

当ファンドの取得申込みは、販売会社の営業時間内において販売会社所定の方法でお申し込みください。

毎営業日の午後3時30分までに受け付けた取得および換金の申込み(当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を当日の受付分として取り扱います。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。

日本以外の地域における発行はありません。

振替受益権について

- ・ファンドの受益権は、振替法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

- ・ファンドの分配金、償還金、換金代金は、振替法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

投資信託振替制度について

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

日経平均株価（日経225）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、以下の「商品分類」および「属性区分」に該当します。

1）商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単 位 型 投 信	国 内	株 式	インデックス型
	海 外	債 券	
		不動産投信	
追 加 型 投 信	内 外	その他資産	特殊型
		（ ）	
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式				
一般	年1回			
大型株				
中小型株	年2回	グローバル	ファミリーファン	日経225
債券		日本	ド	
一般	年4回	北米		
公債		欧州		
社債	年6回	アジア		
その他債券	（隔月）	オセアニア		TOPIX
クレジット属性		中南米		
（ ）	年12回	アフリカ		
不動産投信	（毎月）	中近東		
その他資産		（中東）		
（投資信託証券（株式））	日々	エマージング	ファンド・オブ・	その他
資産複合			ファンズ	（ ）
（ ）				
資産配分固定型	その他			
資産配分変更型	（ ）			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類の定義 >

- 「追加型投信」...一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- 「国 内」...目論見書または投資信託約款（以下、「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「株 式」...目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
- 「インデックス型」...目論見書等において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるもの

< 属性区分の定義 >

- 「その他資産（投資信託証券（株式））」...目論見書等において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて主として株式に投資する旨の記載があるもの
- 「年 1 回」...目論見書等において、年 1 回決算する旨の記載があるもの
- 「日 本」...目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「ファミリーファンド」...目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資する旨の記載があるもの
- 「日経 2 2 5」...目論見書等において、日経 2 2 5 に連動する運用成果を目指す旨の記載があるもの

当ファンドが属さない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会ホームページ（ https://www.ima-j.or.jp ）をご参照ください。

ファンドの特色

日経平均株価（日経 225）の動きに連動する運用を目指すファンドです。

例えば、日経平均株価（日経 225）が 5 % 上昇した場合には、基準価額がおおむね 5 % 上昇し、日経平均株価（日経 225）が 5 % 下落した場合には、基準価額がおおむね 5 % 下落するような運用成果を目指します。

※当ファンドは日経平均株価（日経 225）に連動するように運用指図が行われますが、必ずしも完全に連動する運用成果を保証するものではありません。

特色 1 日経平均株価（日経 225）という知名度の高い指標に連動することを目指すため、値動きが分かりやすいファンドです。

日経平均株価（日経 225）は、日本の株式市場の値動きを表す代表的な指標として、テレビや新聞など身の回りのさまざまな媒体で情報が提供されています。そのため、ファンドの値動きを比較的容易に理解することができます。

特色 2 「しんきん日経平均マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。**■ 日経平均株価（日経 225）の特徴****指数概要**

指数名称	日経平均株価（略称：日経平均、日経 225）
構成銘柄数	225 銘柄*
対象銘柄	東京証券取引所上場株式のうち代表的な銘柄
算出開始日	1950 年 9 月 7 日
定期見直し	毎年 4 月と 10 月に構成銘柄の定期見直しを実施

出所：（株）日本経済新聞社の資料等により、しんきんアセットマネジメント投信（株）作成

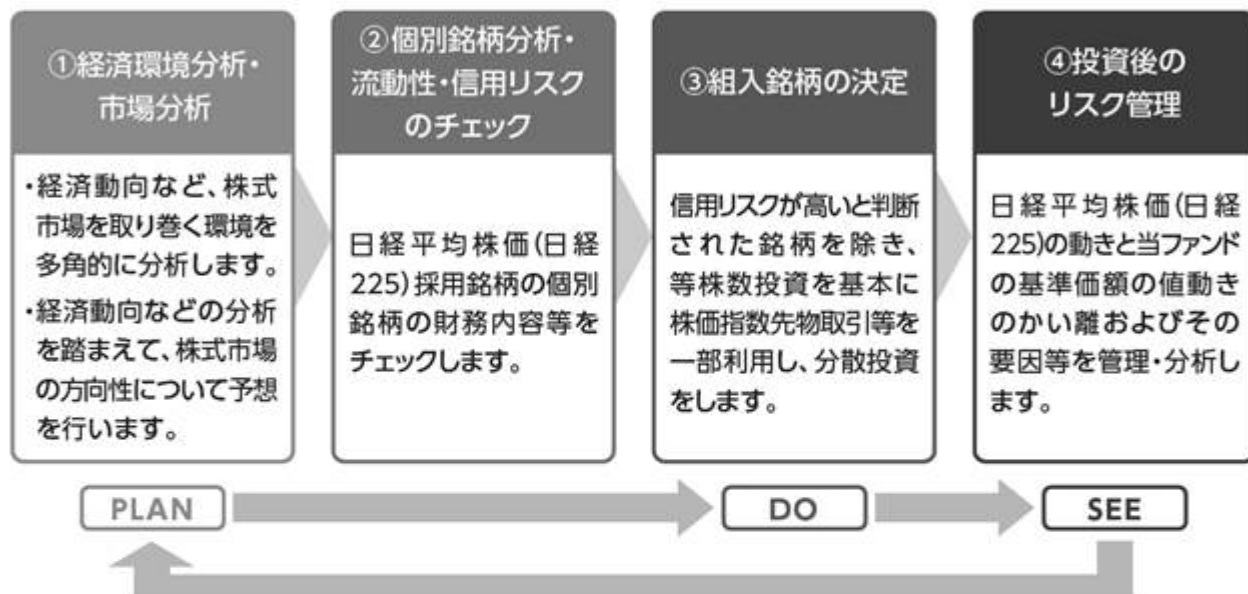
※通常は 225 銘柄が採用されていますが、銘柄入替時などには 225 銘柄とならない場合があります。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 投資戦略

- 主としてわが国の金融商品取引所に上場している株式に投資し、日経平均株価（日経225）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

■ 投資プロセス



※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ ベンチマークについて

しんきん国内株式インデックス（投資一任用）は、日経平均株価（日経225）をベンチマークとし、これに連動する運用を目指します。（ベンチマークとは、投資銘柄の決定などにあたって目安となる指標のことです。）

①「日経平均株価（日経平均）」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、日経平均自体および日経平均を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。②「日経」および「日経平均」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。③当ファンドは、委託会社の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用および受益権の取引等に関して一切の責任を負いません。④株式会社日本経済新聞社は、日経平均を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。⑤株式会社日本経済新聞社は、日経平均の構成銘柄、計算方法、その他日経平均の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

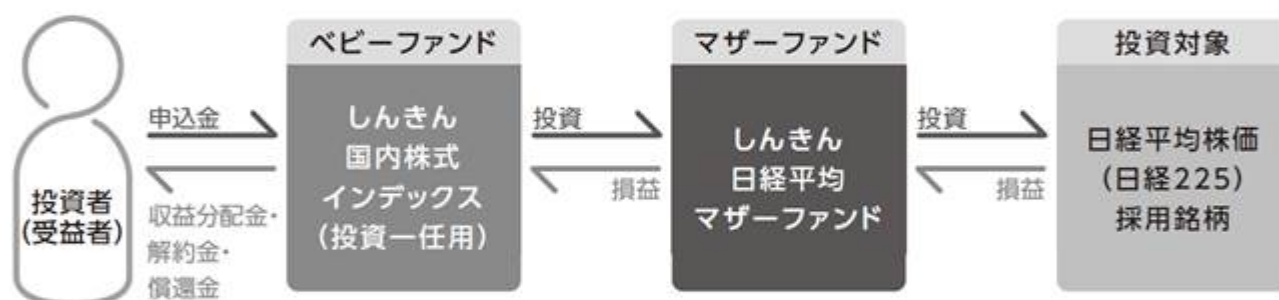
■ 収益分配について

年1回の決算時（11月20日（休業日の場合は翌営業日））に収益分配方針に従って分配を行います。ただし、将来の分配金をお約束するものではありません。

収益分配 方針

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

■ ファンドの仕組み



投資者の資金は、ベビーファンドにまとめられ、マザーファンドに投資されます。このように、実質的な運用をマザーファンドで行う方式を「ファミリーファンド方式」といいます。

※ベビーファンドは直接、わが国の金融商品取引所上場株式に投資することがあります。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。

信託金の限度額

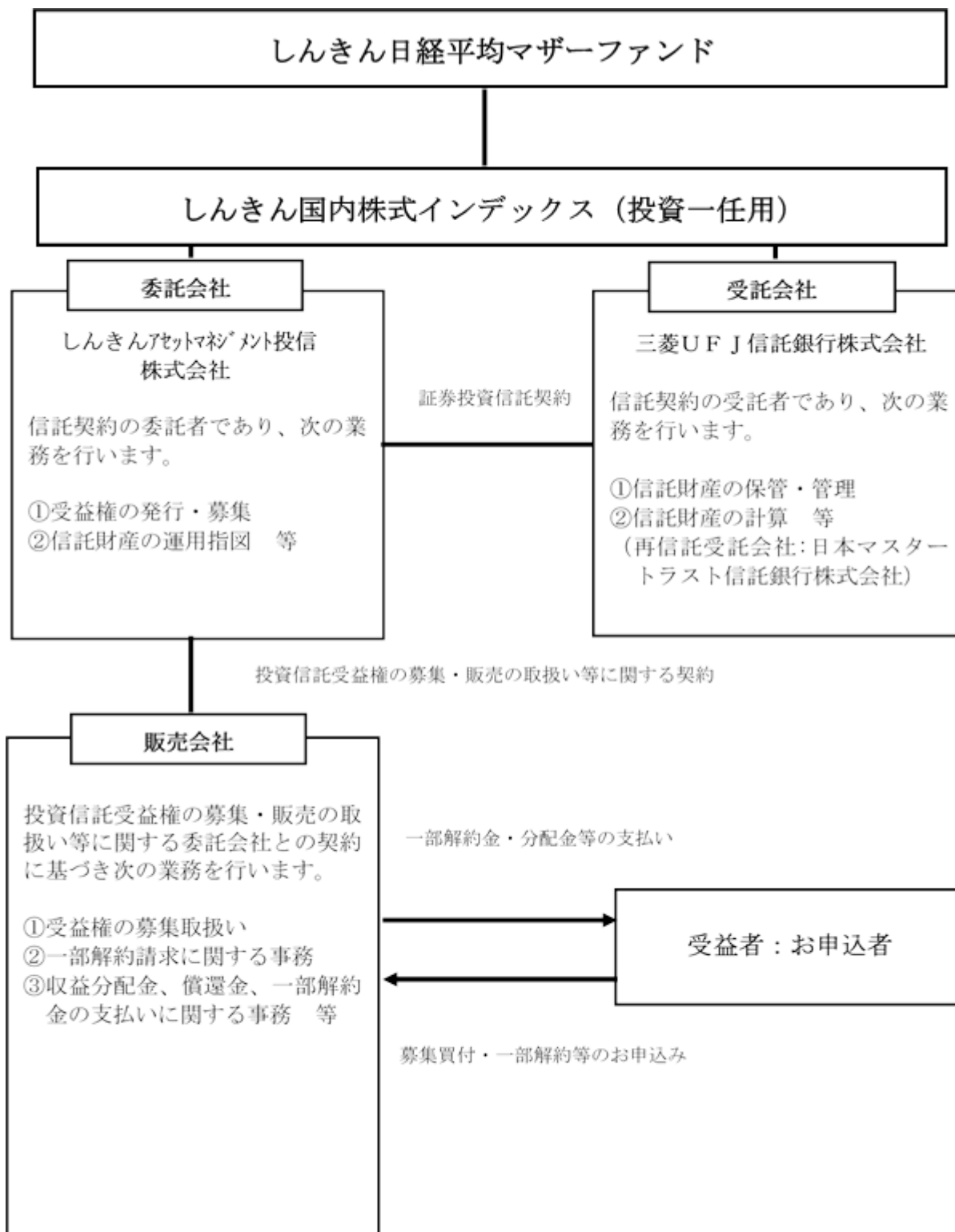
- ・ 5,000億円を限度額として信託金を追加できます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

2022年 2 月18日 信託契約締結、当初設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組みは、以下のとおりです。



< 委託会社の概況 > (本書提出日現在)

名称

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

本店の所在の場所

東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号

資本金の額

200百万円

会社の沿革

1990年12月	全信連投資顧問株式会社として設立
1991年 3 月	投資顧問業の登録
1992年 3 月	投資一任契約に係る業務の認可
1998年11月	「しんきんアセットマネジメント投信株式会社」に商号変更
1998年12月	証券投資信託委託業の認可
2007年 9 月	金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業）の登録
2017年 8 月	金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
信金中央金庫	東京都中央区八重洲一丁目 3 番 7 号	4,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用の基本方針

この投資信託は、日経平均株価（以下「日経 2 2 5」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

投資対象

「しんきん日経平均マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することがあります。

投資態度

- 1) 主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、日経 2 2 5 の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 3) 運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引を行うことができます。
- 4) 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。
- 5) 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限りま。

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主としてしんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「しんきん日経平均マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨表示のものに限りま。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
- 17) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
- 18) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

19) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

20) 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第17号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

21) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1)の証券または証書、12)ならびに18)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに18)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)および14)の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記の1)から6)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<参考> マザーファンドの概要

「しんきん日経平均マザーファンド」

1 投資方針

投資対象

我が国の金融商品取引所上場株式のうち、日経225に採用された225銘柄を主要投資対象とします。

投資態度

1) 主として我が国の金融商品取引所に上場している株式に投資し、日経225の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2) 株式（株価指数先物取引等を含む。）の組入比率は、原則として高位を保ちます。

3) 運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、我が国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引を行うことができます。

4) 株式以外の資産への投資割合は、原則として、投資信託財産の総額の50%以下とします。

5) 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

2 投資対象

投資の対象とする資産

- 1) 特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。本邦通貨表示のものに限ります。以下同じ。）とします。

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条および第20条に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 17) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
- 18) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

19) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

20) 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第17号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

21) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1)の証券または証書ならびに12)、17)および18)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)、17)および18)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)および14)の証券ならびに17)の証券または証書のうち13)および14)の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

3 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

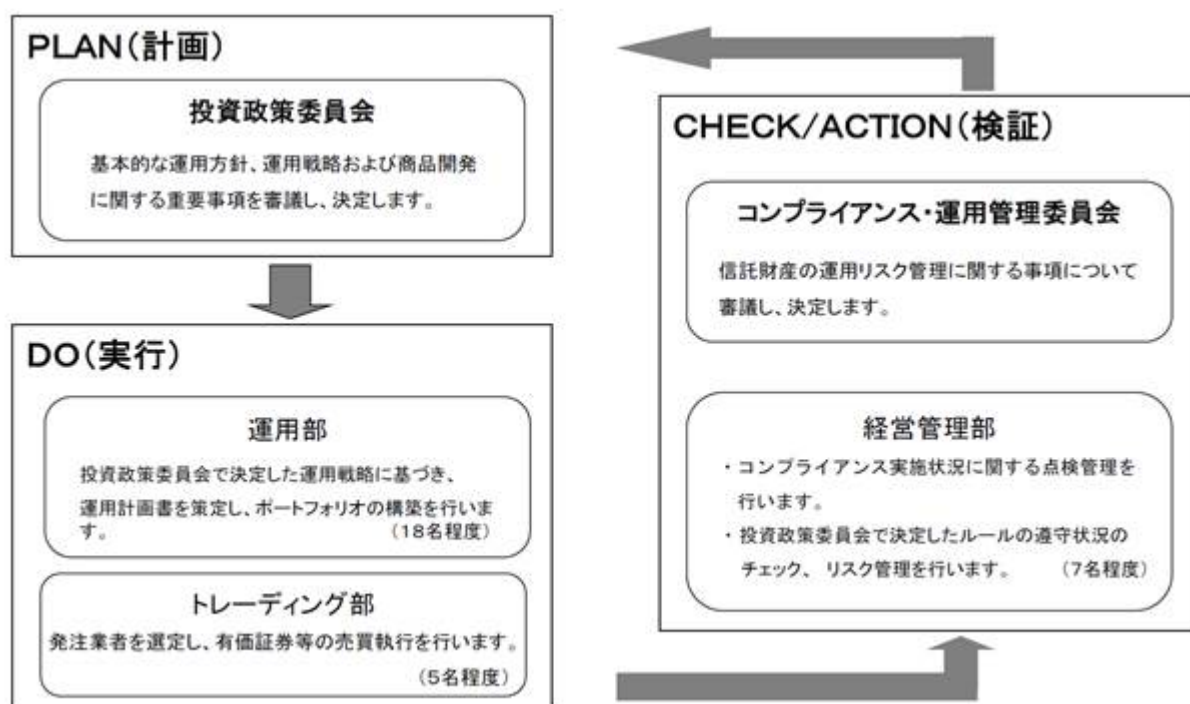
投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

（３）【運用体制】

当社のファンドの運用体制は、以下のとおりです。



投資決定プロセス

信金中央金庫グループおよび内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の綿密な調査・分析を行います。

投資政策委員会においては、ファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な投資方針を策定します。また、基本的な投資方針に基づき当面の運用に当たってのガイドラインを決定し、併せて個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。

ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年１回の決算日（１１月２０日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

留保益は、信託約款の運用の「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

（５）【投資制限】

当ファンドの信託約款（以下「約款」といいます。）および法令では、ファンドの運用に関して以下のとおり一定の制限および限度を定めています。

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

信用取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をできるものとします。
- 2) 1)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - a. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - b. 株式分割により取得する株券
 - c. 有償増資により取得する株券
 - d. 売出しにより取得する株券
 - e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 - f. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（e.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。（以下同じ。）
- 2) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額

との合計額（以下、本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- 4）上記3）においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 6）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引の運用指図・目的・範囲

- 1）委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2）金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3）金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額が、信託財産に係る保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4）金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 5）委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- 1）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

有価証券の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められるときには、担保の提供の指図をするものとします。
- 2) 上記1)の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記2)の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4) 上記1)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁するものとします。

資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 上記1)の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - a. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - b. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内
 - c. 借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- 3) 上記1)の借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令に基づく投資制限

- 1) 同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

- 2) デリバティブ取引に係る投資制限

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

当ファンドは、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

（１） 基準価額の変動要因

価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行体の業績、市場の需給等を反映して、短期的・長期的に大きく変動します。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行体が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入有価証券等の価格が下落した場合等には、基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。

上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

（２） その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

当ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、当ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。

（３） リスクの管理体制

運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。コンプライアンス・運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

リスクの管理体制等は、今後変更となる場合があります。

参考情報

当ファンドの年間騰落率および
基準価額（分配金再投資後）の推移当ファンドと代表的な資産クラスとの
年間騰落率の比較

※基準価額（分配金再投資後）は、2022年2月末から2026年5月末です。

<左グラフについて>

※基準価額（分配金再投資後）は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。しんきんアセットマネジメント投信株式会社が公表している基準価額とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。

※当ファンドの年間騰落率は、設定日が2022年2月18日のため、ファンド設定1年後の2023年2月から2026年5月までの年間騰落率を表示しています。なお、2023年1月以前の年間騰落率については、ベンチマーク（日経平均株価（日経225））の騰落率を表示しています。

<右グラフについて>

※代表的な資産クラスについて、2021年6月から2026年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。当該グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※当ファンドの年間騰落率は、設定日が2022年2月18日のため、ベンチマーク（日経平均株価（日経225））の年間騰落率を含め比較対象として表示しています。

上記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

資産クラス	指数名	詳細	権利の帰属先
日本株	東証株価指数（TOPIX） （配当込み）	日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。	株式会社JPX総研 又は株式会社JPX 総研の関連会社
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス （配当込み、円ベース）	MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・ マーケット・インデックス （配当込み、円ベース）	MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI 国債	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE 世界国債インデックス （除く日本、円ベース）	FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JP モルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス・ エマージング・マーケット・ グローバル・ディバースファイド （円ベース）	J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。	J.P. Morgan Securities LLC

（注）海外の指数は、為替ヘッジを行わない投資を想定して、円ベースとしています。

※権利の帰属先は、当該指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利を有します。

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しておりますが、同社はその内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金（解約）手数料および信託財産留保額ははありません。

(3) 【信託報酬等】

純資産総額に対して、年率0.187% (税抜0.17%)

1万口あたりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

※運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期間末、または信託終了のときに信託財産から支払われます。

運用管理費用
(信託報酬)

支払先	配分(税抜) および役務の内容	
委託会社	純資産総額に対して、 年率0.14%	ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書類の作成等の対価
販売会社	純資産総額に対して、 年率0.01%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理および購入後の情報提供等の対価
受託会社	純資産総額に対して、 年率0.02%	運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

(注) 「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において、一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的とし資金の借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息および信託財産に係る監査費用ならびに当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は信託財産から支払われます。

信託財産に係る監査費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.0055%（税抜0.005%）を乗じて計算し、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

「その他の手数料等」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を表示することができません。

当ファンドの手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個別元本について

- 1) 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本が算出されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）があります。受益者が「元本払戻金（特別分配金）」を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該「元本払戻金（特別分配金）」を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個別元本および収益分配金の区分については、後記＜個別元本および収益分配金の区分の具体例＞をご参照ください。

個人、法人別の課税上の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税	収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）を選択することもできます。
換金時および償還時	一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。
損益通算について	一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。 一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。 特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等も通算が可能です。

2) 法人の受益者に対する課税

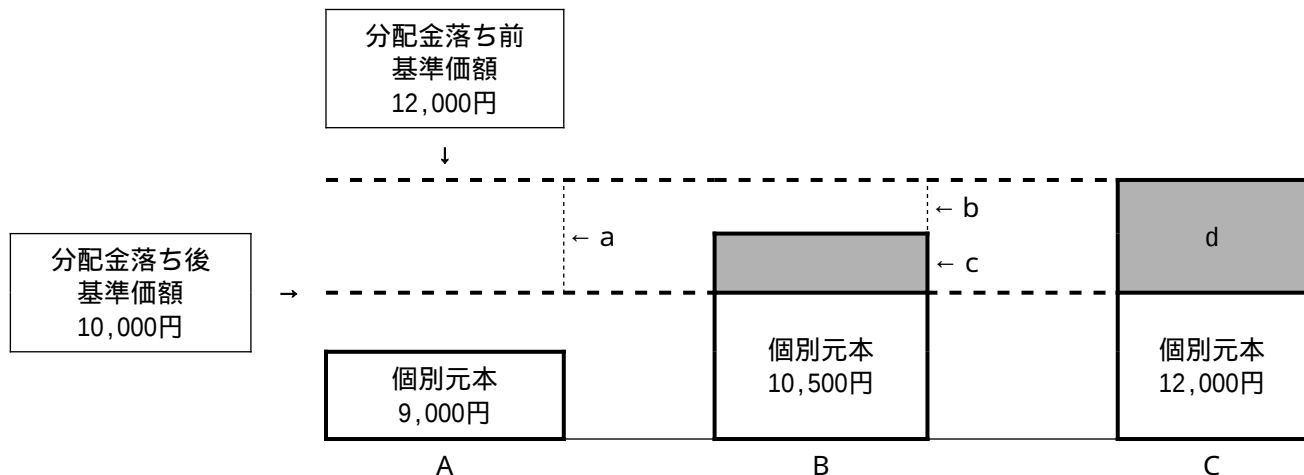
収益分配時ならびに換金時および償還時の差益に対する課税	法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。 益金不算入制度の適用はありません。
-----------------------------	---

取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

< 個別元本および収益分配金の区分の具体例 >

分配金支払い前の基準価額が1万口当り12,000円、2,000円の収益分配を行い分配金落ち後の基準価額が10,000円となったケース。



- A) 収益分配金受取前の個別元本が9,000円の場合
分配金落ち後の基準価額が分配金受取前の個別元本を上回っているため、aの部分(2,000円)は普通分配金となり、収益分配金落ち後の個別元本は9,000円のまま変わりません。
- B) 収益分配金受取前の個別元本が10,500円の場合
分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているcの部分(500円)は「元本払戻金（特別分配金）」となり、収益分配金(2,000円)からc「元本払戻金（特別分配金）」(500円)を差引いた残りのbの部分(1,500円)は普通分配金となります。
収益分配金受取後の個別元本は
収益分配金受取前個別元本(10,500円) - 「元本払戻金（特別分配金）」(500円) = 10,000円となります。
- C) 収益分配金受取前の個別元本が12,000円の場合
分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているため、dの部分(2,000円)は「元本払戻金（特別分配金）」となります。
収益分配金受取後の個別元本は
収益分配金受取前個別元本(12,000円) - 「元本払戻金（特別分配金）」(2,000円) = 10,000円となります。

取得申込者によって、取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(参考情報) ファンドの総経費率

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.19%	0.18%	0.01%

※対象期間は2024年11月21日から2025年11月20日です。

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に対象期間の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2026年5月29日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価または評価金額の比率です。

投資比率の内訳と合計は、端数処理の関係で一致しない場合があります。

【しんきん国内株式インデックス（投資一任用）】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	243,238,072	99.95
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	123,210	0.05
合計(純資産総額)		243,361,282	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	親投資信託受益証券	しんきん日経平均マザーファンド	54,706,957	3.3949	185,728,747	4.4462	243,238,072	99.95

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.95
合計	99.95

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別		純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末	(2022年11月21日)	12,929,991	12,929,991	10,474	10,474
第2計算期間末	(2023年11月20日)	51,612,606	51,612,606	12,746	12,746
第3計算期間末	(2024年11月20日)	83,898,479	83,898,479	14,878	14,878

第4計算期間末 (2025年11月20日)	140,497,601	140,497,601	19,625	19,625
2025年 5月末日	107,899,340	—	14,856	—
6月末日	117,435,983	—	15,856	—
7月末日	121,584,672	—	16,086	—
8月末日	129,228,927	—	16,734	—
9月末日	137,998,327	—	17,714	—
10月末日	160,922,239	—	20,652	—
11月末日	141,953,709	—	19,790	—
12月末日	152,877,567	—	19,846	—
2026年 1月末日	171,418,874	—	21,015	—
2月末日	198,684,771	—	23,203	—
3月末日	178,857,766	—	20,266	—
4月末日	216,690,500	—	23,522	—
5月末日	243,361,282	—	26,303	—

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期	2022年 2月18日～2022年11月21日	0
第2期	2022年11月22日～2023年11月20日	0
第3期	2023年11月21日～2024年11月20日	0
第4期	2024年11月21日～2025年11月20日	0

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1期	2022年 2月18日～2022年11月21日	4.74
第2期	2022年11月22日～2023年11月20日	21.69
第3期	2023年11月21日～2024年11月20日	16.73
第4期	2024年11月21日～2025年11月20日	31.91
第5期（中間）	2025年11月21日～2026年 5月20日	20.83

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2022年 2月18日～2022年11月21日	12,389,186	44,085
第2期	2022年11月22日～2023年11月20日	31,384,647	3,236,657
第3期	2023年11月21日～2024年11月20日	25,150,785	9,251,943
第4期	2024年11月21日～2025年11月20日	34,557,382	19,359,320
第5期（中間）	2025年11月21日～2026年 5月20日	30,252,324	9,719,911

(注) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

しんきん日経平均マザーファンド

投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	27,701,551,360	89.97
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	3,087,701,248	10.03
合計(純資産総額)		30,789,252,608	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	2,858,210,000	9.28

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	33,600	52,301.05	1,757,315,280	82,330.00	2,766,288,000	8.98
2	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	100,800	16,220.73	1,635,049,584	26,170.00	2,637,936,000	8.57
3	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	336,000	4,009.58	1,347,218,880	7,491.00	2,516,976,000	8.17
4	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	42,000	26,379.44	1,107,936,480	52,420.00	2,201,640,000	7.15
5	日本	株式	T D K	電気機器	210,000	2,037.00	427,770,000	4,108.00	862,680,000	2.80
6	日本	株式	キオクシアホールディングス	電気機器	9,800	19,318.95	189,325,710	65,850.00	645,330,000	2.10
7	日本	株式	イビデン	電気機器	28,000	7,426.11	207,931,080	23,000.00	644,000,000	2.09
8	日本	株式	ファナック	電気機器	70,000	4,695.17	328,661,900	7,892.00	552,440,000	1.79
9	日本	株式	信越化学工業	化学	70,000	4,816.14	337,129,800	7,758.00	543,060,000	1.76
10	日本	株式	K D D I	情報・通信業	168,000	2,536.78	426,179,040	2,738.50	460,068,000	1.49
11	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	42,000	8,087.40	339,670,800	10,570.00	443,940,000	1.44
12	日本	株式	フジクラ	非鉄金属	84,000	2,754.83	231,405,720	4,771.00	400,764,000	1.30
13	日本	株式	京セラ	電気機器	112,000	2,135.46	239,171,520	3,483.00	390,096,000	1.27
14	日本	株式	中外製薬	医薬品	42,000	7,285.43	305,988,060	7,892.00	331,464,000	1.08
15	日本	株式	ダイキン工業	機械	14,000	18,454.33	258,360,620	23,285.00	325,990,000	1.06
16	日本	株式	村田製作所	電気機器	33,600	2,791.92	93,808,512	9,625.00	323,400,000	1.05

17	日本	株式	豊田通商	卸売業	42,000	4,576.25	192,202,500	6,930.00	291,060,000	0.95
18	日本	株式	テルモ	精密機器	112,000	2,446.75	274,036,000	2,401.00	268,912,000	0.87
19	日本	株式	コナミグループ	情報・通信業	14,000	21,688.00	303,632,000	18,930.00	265,020,000	0.86
20	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	70,000	3,414.42	239,009,400	3,444.00	241,080,000	0.78
21	日本	株式	レーザーテック	電気機器	5,600	21,409.24	119,891,744	40,130.00	224,728,000	0.73
22	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	70,000	3,054.74	213,831,800	3,042.00	212,940,000	0.69
23	日本	株式	三菱商事	卸売業	42,000	3,836.58	161,136,360	5,065.00	212,730,000	0.69
24	日本	株式	日東電工	化学	70,000	3,397.23	237,806,100	2,990.50	209,335,000	0.68
25	日本	株式	太陽誘電	電気機器	14,000	3,300.01	46,200,140	14,815.00	207,410,000	0.67
26	日本	株式	H O Y A	精密機器	7,000	22,528.05	157,696,350	27,080.00	189,560,000	0.62
27	日本	株式	ディスコ	機械	2,800	46,398.54	129,915,912	65,090.00	182,252,000	0.59
28	日本	株式	セコム	サービス業	28,000	5,643.53	158,018,840	6,350.00	177,800,000	0.58
29	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	14,000	5,576.37	78,069,180	12,585.00	176,190,000	0.57
30	日本	株式	大塚ホールディングス	医薬品	14,000	8,855.55	123,977,700	11,715.00	164,010,000	0.53

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率（％）
----	---------	----	---------

株式	国内	水産・農林業	0.06
		鉱業	0.07
		建設業	1.28
		食料品	1.85
		繊維製品	0.07
		パルプ・紙	0.04
		化学	4.14
		医薬品	3.51
		石油・石炭製品	0.19
		ゴム製品	0.48
		ガラス・土石製品	0.72
		鉄鋼	0.03
		非鉄金属	2.67
		金属製品	0.02
		機械	3.67
		電気機器	33.23
		輸送用機器	2.25
		精密機器	1.90
		その他製品	1.21
		電気・ガス業	0.13
		陸運業	0.51
		海運業	0.25
		空運業	0.14
		情報・通信業	11.70
		卸売業	3.14
		小売業	10.67
		銀行業	0.69
		証券、商品先物取引業	0.13
		保険業	0.89
		その他金融業	0.65
		不動産業	0.87
		サービス業	2.85
合計		89.97	

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額 （円）	評価額 （円）	投資比率 （％）
株価指数先物 取引	大阪取引所	日経平均株価指数先物	買建	43	日本円	2,610,444,000	2,858,210,000	9.28

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（参考情報）運用実績

データは2026年5月29日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合等があります。

● 基準価額・純資産の推移



※基準価額および分配金は1万口当たりです。

※基準価額（分配金再投資後）は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

● 主要な資産の状況

■ 資産別投資比率

	銘柄名	投資比率
1	しんきん日経平均マザーファンド	99.95%
2	現金・その他	0.05%

※投資比率は、しんきん国内株式インデックス（投資一任用）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

■（参考）しんきん日経平均マザーファンドの状況

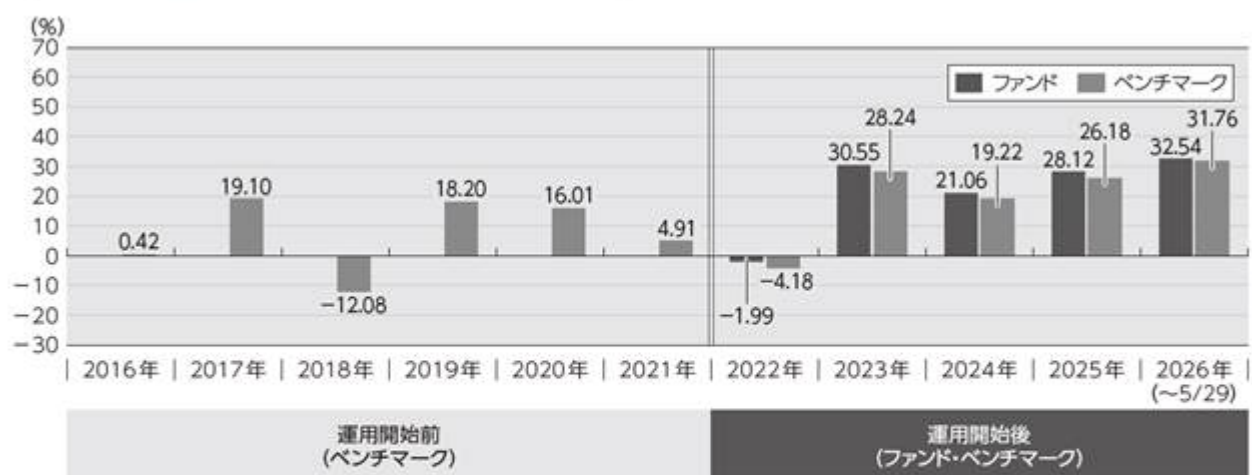
組入上位10銘柄				組入上位10業種		
	銘柄名	業種	投資比率		業種	投資比率
1	ファーストリテイリング	小売業	8.98%	1	電気機器	33.23%
2	アドバンテスト	電気機器	8.57%	2	情報・通信業	11.70%
3	ソフトバンクグループ	情報・通信業	8.17%	3	小売業	10.67%
4	東京エレクトロン	電気機器	7.15%	4	化学	4.14%
5	TDK	電気機器	2.80%	5	機械	3.67%
6	キオクシアホールディングス	電気機器	2.10%	6	医薬品	3.51%
7	イビデン	電気機器	2.09%	7	卸売業	3.14%
8	ファナック	電気機器	1.79%	8	サービス業	2.85%
9	信越化学工業	化学	1.76%	9	非鉄金属	2.67%
10	KDDI	情報・通信業	1.49%	10	輸送用機器	2.25%

資産構成比	
	投資比率
株式	89.97%
株式先物	9.28%
現金・その他	0.75%

※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

※しんきん日経平均マザーファンドの純資産総額は、30,789百万円です。

年間収益率の推移（期間:2016年～2026年）



※ 2016年から2021年はベンチマークの騰落率を表示しており、当ファンドの運用実績ではありません。

※ 2022年は2月18日（設定日）から同年最終営業日までの当ファンドおよびベンチマークの実績収益率を表示しています。

※ 当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、当ファンドの運用実績ではありません。

※ 上記の収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

※ 最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信（株）のホームページで運用レポートとしてお知らせしています。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- (1) 申込みの際、取得申込者は、販売会社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とした契約を結びます。
- (2) 分配金の受取方法により、「分配金再投資コース」と「分配金受取コース」の2つのコースがあります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。）
分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます）を締結します。
- (3) 申込単位は、販売会社が定める単位です。
- (4) 申込みに係る受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額です。収益分配金を再投資する場合の受益権の買付価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。
- (5) 毎営業日の午後3時30分までに受け付けた取得の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。
なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (6) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。
- (7) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、振替法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせください。

< 照会先 >
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
< コールセンター > 0120-781812
携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）
< ホームページ > <https://www.skam.co.jp>

2【換金(解約)手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。
- (2) 毎営業日の午後3時30分までに受け付けた一部解約の実行の請求を、当日の申込受付分として取り扱います。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。この時刻を過ぎて行われる請求は、翌営業日以降の取扱いとなります。

- (3) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。受益者が一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (4) 解約価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の基準価額とします。
- (5) 解約時の課税に関しては、前記「ファンド情報 第1 ファンドの状況」の「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。
- (6) 一部解約金に係る収益調整金（注）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- (7) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。一部解約の実行の請求受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、(4)の規定に準じて算定した価額とします。
- (8) 解約代金の支払いは、原則として上記解約請求日から起算して4営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。
- (9) 受託会社は、一部解約代金について、受益者への支払開始日まで、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等の一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
- (10) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- (11) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金申込には制限があります。

（注）収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

ファンドの換金(解約)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせください。

< 照会先 >

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

< コールセンター > 0120-781812

携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

< ホームページ > <https://www.skam.co.jp>

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

- ・基準価額は、委託会社によって毎営業日算出されます。
 - ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令または一部償却原価法および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
- （ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）
- ・基準価額は、委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。

<照会先>

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

<コールセンター> 0120-781812

携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

<ホームページ> <https://www.skam.co.jp>

ファンドの主要な投資対象資産の評価方法

1) 親投資信託受益証券

原則として、計算日の基準価額で評価します。

2) 株式

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は無期限です。ただし、後記「(5) その他」の「ファンドの繰上償還条項」により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として毎年11月21日から翌年11月20日までとします。

各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

ファンドの繰上償還条項

- 1) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃となるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会

社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- 2) 委託会社は、上記1)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 3) 上記2)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4) 上記2)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 上記2)から4)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 6) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- 7) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款の変更の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 8) 受託会社はその任務を辞任する場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 2) 委託会社は、上記1)の事項（上記1)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記1)の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および重大な約款の変更等の内容ならびにその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 3) 上記2)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れて

いる受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- 4) 上記2)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。
- 6) 上記2)から5)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7) 上記1)から6)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が信託約款の規定による一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に規定する信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（投資信託受益権の募集・販売の取扱等に関する契約書）は、期間満了の1か月前までに当事者のいずれからでも、別段の意思表示がない場合は、自動的に1年更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。

運用報告書

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、毎計算期間の末日（原則11月20日）および償還日を基準に交付運用報告書を作成し、基準日に保有している投資者に販売会社を通じて交付します。

公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金

の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録を行います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金(解約)請求権

受益者は、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、上記「第2 管理及び運営」の「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2024年11月21日から2025年11月20日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【しんきん国内株式インデックス（投資－任用）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2024年11月20日現在)	当期 (2025年11月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	186,996	180,940
親投資信託受益証券	83,790,737	140,340,354
未収入金	-	100,000
未収利息	-	1
流動資産合計	83,977,733	140,621,295
資産合計	83,977,733	140,621,295
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	9,072	14,148
未払委託者報酬	67,971	106,070
その他未払費用	2,211	3,476
流動負債合計	79,254	123,694
負債合計	79,254	123,694
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2 56,391,933	1, 2 71,589,995
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	27,506,546	68,907,606
（分配準備積立金）	12,026,223	40,231,930
元本等合計	83,898,479	140,497,601
純資産合計	83,898,479	140,497,601
負債純資産合計	83,977,733	140,621,295

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 (自 2023年11月21日 至 2024年11月20日)	当期 (自 2024年11月21日 至 2025年11月20日)
営業収益		
受取利息	21	415
有価証券売買等損益	9,528,758	37,049,617
営業収益合計	9,528,779	37,050,032
営業費用		
支払利息	11	-
受託者報酬	15,721	24,672
委託者報酬	117,804	184,915
その他費用	3,804	6,046
営業費用合計	137,340	215,633
営業利益又は営業損失（ ）	9,391,439	36,834,399
経常利益又は経常損失（ ）	9,391,439	36,834,399
当期純利益又は当期純損失（ ）	9,391,439	36,834,399
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,550,468	5,827,611
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	11,119,515	27,506,546
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,425,896	20,120,110
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,425,896	20,120,110
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,879,836	9,725,838
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,879,836	9,725,838
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	27,506,546	68,907,606

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期 (2024年11月20日現在)	当期 (2025年11月20日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2024年11月20日現在)	当期 (2025年11月20日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 40,493,091円 期中追加設定元本額 25,150,785円 期中一部解約元本額 9,251,943円	期首元本額 56,391,933円 期中追加設定元本額 34,557,382円 期中一部解約元本額 19,359,320円
2 計算期間末日における受益権の総数	56,391,933口	71,589,995口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 2023年11月21日 至 2024年11月20日)	当期 (自 2024年11月21日 至 2025年11月20日)
1 分配金の計算過程	1 分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 1,235,502円	A 費用控除後の配当等収益額 2,114,733円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 6,605,469円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 28,892,055円
C 収益調整金額 15,480,323円	C 収益調整金額 28,675,676円
D 分配準備積立金額 4,185,252円	D 分配準備積立金額 9,225,142円
E 当ファンドの分配対象収益額 27,506,546円	E 当ファンドの分配対象収益額 68,907,606円
F 当ファンドの期末残存口数 56,391,933口	F 当ファンドの期末残存口数 71,589,995口
G 10,000口当たり収益分配対象額 4,877円	G 10,000口当たり収益分配対象額 9,625円
H 10,000口当たり分配金額 0円	H 10,000口当たり分配金額 0円
I 収益分配金金額 0円	I 収益分配金金額 0円

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

区分	前期 （自 2023年11月21日 至 2024年11月20日）	当期 （自 2024年11月21日 至 2025年11月20日）
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左

2．金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 （2024年11月20日現在）	当期 （2025年11月20日現在）
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2．時価の算定方法	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	--	----

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	前期 (2024年11月20日現在)	当期 (2025年11月20日現在)
種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額	当計算期間の損益に含まれた 評価差額
親投資信託受益証券	8,343,639円	31,624,861円
合計	8,343,639円	31,624,861円

（デリバティブ取引等に関する注記）

前期 (2024年11月20日現在)	当期 (2025年11月20日現在)
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 (自 2023年11月21日 至 2024年11月20日)	当期 (自 2024年11月21日 至 2025年11月20日)
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

前期 (2024年11月20日現在)	当期 (2025年11月20日現在)
1口当たり純資産額 1.4878円 (1万口当たり純資産額 14,878円)	1口当たり純資産額 1.9625円 (1万口当たり純資産額 19,625円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(単位 : 円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	しんきん日経平均マザー ファンド	42,352,835	140,340,354	
合計		42,352,835	140,340,354	

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「しんきん日経平均マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「しんきん日経平均マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん日経平均マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

2025年11月20日現在		
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		1,408,870,564
株式		19,377,702,110
派生商品評価勘定		27,059,500
未収配当金		110,760,650
未収利息		13,509
前払金		24,922,000
差入委託証拠金		93,230,033
流動資産合計		21,042,558,366
資産合計		21,042,558,366
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		11,323,600
未払解約金		3,500,000
流動負債合計		14,823,600
負債合計		14,823,600
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2	6,345,867,057
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）		14,681,867,709
元本等合計		21,027,734,766
純資産合計		21,027,734,766
負債純資産合計		21,042,558,366

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2025年11月20日現在
本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2025年11月20日現在
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 6,836,607,811円 期中追加設定元本額 5,453,832,597円 期中一部解約元本額 5,944,573,351円
元本の内訳	しんきん日経平均オープン 4,460,946,713円 しんきんノーロード日経225 690,395,324円 しんきんDC日経225株式ファンド 731,208,697円 しんきん国内株式インデックス（投資一任用） 42,352,835円 しんきん日米バランスファンド（分配抑制） （適格機関投資家限定） 44,396,821円 しんきん日経225スペシャルA （適格機関投資家限定） 149,128,657円 しんきん日米5資産分散ファンド20-07 （適格機関投資家限定） 76,520,070円 しんきん日米仏7資産バランスファンド21-04 （適格機関投資家限定） 62,657,190円 しんきん日米5資産分散ファンド21-11 （適格機関投資家限定） 88,260,750円 合計 6,345,867,057円

2 本報告書における開示対象
ファンドの計算期間末日に
おける受益権の総数

6,345,867,057口

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には日経225先物取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターン計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

区分	2025年11月20日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2．時価の算定方法	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	2025年11月20日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	2,357,708,967円
合計	2,357,708,967円

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（株式関連）

（単位：円）

区分	種類	2025年11月20日現在			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,631,612,000	-	1,647,360,000	15,748,000
合計		1,631,612,000	-	1,647,360,000	15,748,000

（注）１．時価の算定方法

本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

２．先物取引の残高表示は、契約額ベースであります。

３．契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

2025年11月20日現在
１口当たり純資産額 3.3136円 （１万口当たり純資産額 33,136円）

(3) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

株式

(単位 : 円)

銘 柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
ニッスイ	13,000	1,213.00	15,769,000	
I N P E X	5,200	3,135.00	16,302,000	
コムシスホールディングス	13,000	4,114.00	53,482,000	
大成建設	2,600	13,060.00	33,956,000	
大林組	13,000	2,976.50	38,694,500	
清水建設	13,000	2,539.50	33,013,500	
長谷工コーポレーション	2,600	2,844.50	7,395,700	
鹿島建設	6,500	5,611.00	36,471,500	
大和ハウス工業	13,000	5,198.00	67,574,000	
積水ハウス	13,000	3,300.00	42,900,000	
日揮ホールディングス	13,000	1,872.00	24,336,000	
日清製粉グループ本社	13,000	1,820.50	23,666,500	
明治ホールディングス	5,200	3,159.00	16,426,800	
日本ハム	6,500	6,879.00	44,713,500	
サッポロホールディングス	2,600	8,025.00	20,865,000	
アサヒグループホールディングス	39,000	1,745.00	68,055,000	
キリンホールディングス	13,000	2,398.50	31,180,500	
キッコーマン	65,000	1,390.00	90,350,000	
味の素	26,000	3,589.00	93,314,000	
ニチレイ	13,000	1,896.00	24,648,000	
日本たばこ産業	13,000	5,774.00	75,062,000	
帝人	2,600	1,255.00	3,263,000	
東レ	13,000	1,000.50	13,006,500	
王子ホールディングス	13,000	789.70	10,266,100	
クラレ	13,000	1,516.50	19,714,500	
旭化成	13,000	1,299.50	16,893,500	
レゾナック・ホールディングス	1,300	6,129.00	7,967,700	
住友化学	13,000	469.20	6,099,600	
日産化学	13,000	5,106.00	66,378,000	
東ソー	6,500	2,230.50	14,498,250	
トクヤマ	2,600	3,835.00	9,971,000	
デンカ	2,600	2,453.00	6,377,800	
信越化学工業	65,000	4,434.00	288,210,000	
三井化学	2,600	3,587.00	9,326,200	
三菱ケミカルグループ	6,500	837.70	5,445,050	
U B E	1,300	2,375.00	3,087,500	
花王	13,000	6,474.00	84,162,000	
富士フイルムホールディングス	39,000	3,228.00	125,892,000	

資生堂	13,000	2,185.50	28,411,500	
日東電工	65,000	3,732.00	242,580,000	
協和キリン	13,000	2,475.00	32,175,000	
武田薬品工業	13,000	4,451.00	57,863,000	
アステラス製薬	65,000	1,979.50	128,667,500	
住友ファーマ	13,000	2,702.00	35,126,000	
塩野義製薬	39,000	2,718.50	106,021,500	
中外製薬	39,000	8,278.00	322,842,000	
エーザイ	13,000	4,687.00	60,931,000	
第一三共	39,000	3,627.00	141,453,000	
大塚ホールディングス	13,000	8,332.00	108,316,000	
出光興産	26,000	1,138.00	29,588,000	
E N E O Sホールディングス	13,000	1,033.00	13,429,000	
横浜ゴム	6,500	5,814.00	37,791,000	
ブリヂストン	13,000	7,104.00	92,352,000	
A G C	2,600	5,186.00	13,483,600	
日本電気硝子	3,900	5,550.00	21,645,000	
太平洋セメント	1,300	3,680.00	4,784,000	
東海カーボン	13,000	988.70	12,853,100	
T O T O	6,500	3,834.00	24,921,000	
日本碍子	13,000	2,996.00	38,948,000	
日本製鉄	6,500	619.40	4,026,100	
神戸製鋼所	1,300	1,914.50	2,488,850	
J F Eホールディングス	1,300	1,827.50	2,375,750	
三井金属	1,300	20,850.00	27,105,000	
三菱マテリアル	1,300	3,063.00	3,981,900	
住友金属鉱山	6,500	4,945.00	32,142,500	
D O W Aホールディングス	2,600	5,990.00	15,574,000	
古河電気工業	1,300	9,895.00	12,863,500	
住友電気工業	13,000	6,388.00	83,044,000	
フジクラ	13,000	18,890.00	245,570,000	
S U M C O	1,300	1,184.00	1,539,200	
日本製鋼所	2,600	9,779.00	25,425,400	
オークマ	5,200	3,375.00	17,550,000	
アマダ	13,000	1,789.00	23,257,000	
ディスコ	2,600	47,270.00	122,902,000	
S M C	1,300	51,900.00	67,470,000	
小松製作所	13,000	5,014.00	65,182,000	
住友重機械工業	2,600	4,052.00	10,535,200	
日立建機	13,000	4,467.00	58,071,000	
クボタ	13,000	2,066.00	26,858,000	
荏原製作所	13,000	3,862.00	50,206,000	
ダイキン工業	13,000	19,610.00	254,930,000	
日本精工	13,000	885.00	11,505,000	
N T N	13,000	355.00	4,615,000	

ジェイテクト	13,000	1,579.00	20,527,000	
カナデビア	2,600	939.00	2,441,400	
三菱重工業	13,000	4,120.00	53,560,000	
I H I	9,100	2,811.00	25,580,100	
イビデン	13,000	12,535.00	162,955,000	
コニカミノルタ	13,000	606.50	7,884,500	
ミネベアミツミ	13,000	2,876.50	37,394,500	
日立製作所	13,000	4,875.00	63,375,000	
三菱電機	13,000	4,256.00	55,328,000	
富士電機	2,600	10,870.00	28,262,000	
安川電機	13,000	3,873.00	50,349,000	
ソシオネクスト	13,000	2,184.50	28,398,500	
オムロン	13,000	3,740.00	48,620,000	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	2,600	3,932.00	10,223,200	
日本電気	6,500	5,980.00	38,870,000	
富士通	13,000	4,057.00	52,741,000	
ルネサスエレクトロニクス	13,000	1,847.00	24,011,000	
セイコーエプソン	26,000	1,871.50	48,659,000	
パナソニック ホールディングス	13,000	1,755.00	22,815,000	
シャープ	13,000	785.20	10,207,600	
ソニーグループ	65,000	4,461.00	289,965,000	
T D K	195,000	2,490.50	485,647,500	
アルプスアルパイン	13,000	1,984.50	25,798,500	
横河電機	13,000	4,735.00	61,555,000	
アドバンテスト	104,000	20,835.00	2,166,840,000	
キーエンス	1,300	53,780.00	69,914,000	
レーザーテック	5,200	27,955.00	145,366,000	
カシオ計算機	13,000	1,212.00	15,756,000	
ファナック	65,000	4,894.00	318,110,000	
ローム	13,000	2,068.50	26,890,500	
京セラ	104,000	2,037.00	211,848,000	
太陽誘電	13,000	3,264.00	42,432,000	
村田製作所	31,200	3,078.00	96,033,600	
S C R E E Nホールディングス	5,200	12,960.00	67,392,000	
キヤノン	19,500	4,450.00	86,775,000	
リコー	13,000	1,347.00	17,511,000	
東京エレクトロン	39,000	32,500.00	1,267,500,000	
デンソー	52,000	2,019.00	104,988,000	
川崎重工業	1,300	10,235.00	13,305,500	
日産自動車	13,000	356.60	4,635,800	
いすゞ自動車	6,500	2,273.50	14,777,750	
トヨタ自動車	65,000	3,044.00	197,860,000	
日野自動車	13,000	374.00	4,862,000	
三菱自動車工業	1,300	356.90	463,970	

マツダ	2,600	1,109.50	2,884,700	
本田技研工業	78,000	1,514.00	118,092,000	
スズキ	52,000	2,283.00	118,716,000	
S U B A R U	13,000	3,319.00	43,147,000	
ヤマハ発動機	39,000	1,092.50	42,607,500	
テルモ	104,000	2,389.00	248,456,000	
ニコン	13,000	1,736.00	22,568,000	
オリンパス	52,000	1,993.00	103,636,000	
H O Y A	6,500	23,075.00	149,987,500	
バンダイナムコホールディングス	39,000	4,437.00	173,043,000	
T O P P A Nホールディングス	6,500	3,994.00	25,961,000	
大日本印刷	13,000	2,508.00	32,604,000	
ヤマハ	39,000	1,050.00	40,950,000	
任天堂	13,000	13,275.00	172,575,000	
東京電力ホールディングス	1,300	834.00	1,084,200	
中部電力	1,300	2,307.00	2,999,100	
関西電力	1,300	2,570.00	3,341,000	
東京瓦斯	2,600	6,060.00	15,756,000	
大阪瓦斯	2,600	5,212.00	13,551,200	
東武鉄道	2,600	2,540.50	6,605,300	
東急	6,500	1,758.00	11,427,000	
小田急電鉄	6,500	1,718.00	11,167,000	
京王電鉄	2,600	3,860.00	10,036,000	
京成電鉄	19,500	1,233.00	24,043,500	
東日本旅客鉄道	3,900	3,818.00	14,890,200	
西日本旅客鉄道	2,600	3,076.00	7,997,600	
東海旅客鉄道	6,500	4,065.00	26,422,500	
ヤマトホールディングス	13,000	2,215.50	28,801,500	
N I P P O N E X P R E S Sホールディングス	3,900	3,198.00	12,472,200	
日本郵船	3,900	4,947.00	19,293,300	
商船三井	3,900	4,410.00	17,199,000	
川崎汽船	11,700	2,084.00	24,382,800	
日本航空	13,000	2,917.00	37,921,000	
A N Aホールディングス	1,300	2,917.00	3,792,100	
ディー・エヌ・エー	3,900	2,369.00	9,239,100	
ネクソン	26,000	3,670.00	95,420,000	
S H I F T	13,000	1,010.50	13,136,500	
野村総合研究所	13,000	6,152.00	79,976,000	
メルカリ	13,000	2,490.50	32,376,500	
L I N Eヤフー	5,200	418.70	2,177,240	
トレンドマイクロ	13,000	7,850.00	102,050,000	
N T T	130,000	152.60	19,838,000	
K D D I	156,000	2,675.00	417,300,000	
ソフトバンク	130,000	227.30	29,549,000	

東宝	1,300	8,841.00	11,493,300	
コナミグループ	13,000	23,450.00	304,850,000	
ソフトバンクグループ	78,000	19,180.00	1,496,040,000	
双日	1,300	4,387.00	5,703,100	
伊藤忠商事	13,000	9,030.00	117,390,000	
丸紅	13,000	3,790.00	49,270,000	
豊田通商	39,000	4,760.00	185,640,000	
三井物産	26,000	4,026.00	104,676,000	
住友商事	13,000	4,736.00	61,568,000	
三菱商事	39,000	3,618.00	141,102,000	
J．フロント リテイリング	6,500	2,131.50	13,854,750	
Z O Z O	39,000	1,279.00	49,881,000	
三越伊勢丹ホールディングス	13,000	2,304.50	29,958,500	
セブン＆アイ・ホールディングス	39,000	2,123.50	82,816,500	
良品計画	26,000	3,002.00	78,052,000	
高島屋	13,000	1,610.50	20,936,500	
丸井グループ	13,000	3,122.00	40,586,000	
イオン	39,000	2,820.00	109,980,000	
ニトリホールディングス	32,500	2,585.00	84,012,500	
ファーストリテイリング	31,200	54,620.00	1,704,144,000	
しずおかフィナンシャルグループ	13,000	2,179.50	28,333,500	
横浜フィナンシャルグループ	13,000	1,210.00	15,730,000	
あおぞら銀行	1,300	2,322.50	3,019,250	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	13,000	2,386.50	31,024,500	
りそなホールディングス	1,300	1,541.50	2,003,950	
三井住友トラストグループ	2,600	4,333.00	11,265,800	
三井住友フィナンシャルグループ	3,900	4,416.00	17,222,400	
千葉銀行	13,000	1,555.00	20,215,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	2,600	4,585.00	11,921,000	
みずほフィナンシャルグループ	1,300	5,159.00	6,706,700	
大和証券グループ本社	13,000	1,256.00	16,328,000	
野村ホールディングス	13,000	1,124.00	14,612,000	
S O M P Oホールディングス	7,800	4,955.00	38,649,000	
M S & A Dインシュアランスグループホールディングス	11,700	3,403.00	39,815,100	
第一生命ホールディングス	5,200	1,237.00	6,432,400	
東京海上ホールディングス	19,500	5,350.00	104,325,000	
T & Dホールディングス	2,600	3,351.00	8,712,600	
クレディセゾン	13,000	3,716.00	48,308,000	
オリックス	13,000	4,027.00	52,351,000	
日本取引所グループ	26,000	1,740.50	45,253,000	
東急不動産ホールディングス	13,000	1,366.50	17,764,500	
三井不動産	39,000	1,729.00	67,431,000	
三菱地所	13,000	3,355.00	43,615,000	

東京建物	6,500	3,276.00	21,294,000	
住友不動産	13,000	7,116.00	92,508,000	
エムスリー	31,200	2,465.00	76,908,000	
電通グループ	13,000	3,465.00	45,045,000	
オリエンタルランド	13,000	2,985.00	38,805,000	
サイバーエージェント	10,400	1,352.50	14,066,000	
楽天グループ	13,000	929.50	12,083,500	
リクルートホールディングス	39,000	7,639.00	297,921,000	
日本郵政	13,000	1,454.50	18,908,500	
ベイカレント	13,000	6,756.00	87,828,000	
セコム	26,000	5,358.00	139,308,000	
合 計	4,231,500		19,377,702,110	

株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

【中間財務諸表】

- 1．当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2025年11月21日から2026年5月20日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

しんきん国内株式インデックス（投資－任用）

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前計算期間末 (2025年11月20日現在)	当中間計算期間末 (2026年 5 月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	180,940	260,860
親投資信託受益証券	140,340,354	218,258,070
未収入金	100,000	100,000
未収利息	1	4
流動資産合計	140,621,295	218,618,934
資産合計	140,621,295	218,618,934
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	14,148	19,594
未払委託者報酬	106,070	146,884
その他未払費用	3,476	4,839
流動負債合計	123,694	171,317
負債合計	123,694	171,317
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2 71,589,995	1, 2 92,122,408
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	68,907,606	126,325,209
（分配準備積立金）	40,231,930	35,790,299
元本等合計	140,497,601	218,447,617
純資産合計	140,497,601	218,447,617
負債純資産合計	140,621,295	218,618,934

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 (自 2024年11月21日 至 2025年 5月20日)	当中間計算期間 (自 2025年11月21日 至 2026年 5月20日)
営業収益		
受取利息	132	951
有価証券売買等損益	1,204,140	35,217,716
営業収益合計	1,204,008	35,218,667
営業費用		
受託者報酬	10,524	19,594
委託者報酬	78,845	146,884
その他費用	2,570	4,839
営業費用合計	91,939	171,317
営業利益又は営業損失（ ）	1,295,947	35,047,350
経常利益又は経常損失（ ）	1,295,947	35,047,350
中間純利益又は中間純損失（ ）	1,295,947	35,047,350
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	127,926	2,344,259
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	27,506,546	68,907,606
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,188,465	34,275,048
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,188,465	34,275,048
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,568,577	9,560,536
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,568,577	9,560,536
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	33,958,413	126,325,209

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

（中間貸借対照表に関する注記）

区分	前計算期間末 (2025年11月20日現在)	当中間計算期間末 (2026年5月20日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 56,391,933円 期中追加設定元本額 34,557,382円 期中一部解約元本額 19,359,320円	期首元本額 71,589,995円 期中追加設定元本額 30,252,324円 期中一部解約元本額 9,719,911円
2 中間計算期間末日における受益権の総数	71,589,995口	92,122,408口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

前中間計算期間 (自 2024年11月21日 至 2025年5月20日)	当中間計算期間 (自 2025年11月21日 至 2026年5月20日)
該当事項はありません。	同左

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	前計算期間末 (2025年11月20日現在)	当中間計算期間末 (2026年5月20日現在)
1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

前計算期間末 (2025年11月20日現在)	当中間計算期間末 (2026年5月20日現在)
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

前計算期間末 (2025年11月20日現在)	当中間計算期間末 (2026年5月20日現在)
1口当たり純資産額 1.9625円 (1万口当たり純資産額 19,625円)	1口当たり純資産額 2.3713円 (1万口当たり純資産額 23,713円)

（参考情報）

当ファンドは、「しんきん日経平均マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「しんきん日経平均マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん日経平均マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

2026年 5 月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	2,227,324,977
株式	24,976,441,700
派生商品評価勘定	42,893,800
未収配当金	158,800,050
未収利息	36,613
差入委託証拠金	132,661,183
流動資産合計	27,538,158,323
資産合計	27,538,158,323
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	24,205,600
前受金	67,505,600
未払解約金	2,000,000
流動負債合計	93,711,200
負債合計	93,711,200
純資産の部	
元本等	
元本	1, 2 6,847,589,571
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	20,596,857,552
元本等合計	27,444,447,123
純資産合計	27,444,447,123
負債純資産合計	27,538,158,323

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2026年 5 月20日現在
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 6,345,867,057円 期中追加設定元本額 2,375,283,752円 期中一部解約元本額 1,873,561,238円
元本の内訳	しんきん日経平均オープン 4,859,982,660円 しんきんノーロード日経 2 2 5 727,475,795円 しんきん D C 日経 2 2 5 株式ファンド 800,607,716円 しんきん国内株式インデックス（投資一任用） 54,456,965円 しんきん日米バランスファンド（分配抑制） （適格機関投資家限定） 39,608,860円 しんきん日経 2 2 5 スペシャル A（適格機関投資家限定） 58,423,135円 しんきん日経ブル・ターゲット D（1 1 0 % 型）（限定追加型） （適格機関投資家限定） 122,952,839円 しんきん日米 5 資産分散ファンド 2 0 - 0 7 （適格機関投資家限定） 68,794,334円 しんきん日米 7 資産バランスファンド 2 1 - 0 4 （適格機関投資家限定） 53,651,032円 しんきん日米 5 資産分散ファンド 2 1 - 1 1 （適格機関投資家限定） 61,636,235円 合計 6,847,589,571円
2 本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における受益権の総数	6,847,589,571口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2026年 5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はあります。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（株式関連）

（単位：円）

区分	種類	2026年 5月20日現在			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	2,428,985,400	—	2,447,700,000	18,714,600
合計		2,428,985,400	—	2,447,700,000	18,714,600

（注）1. 時価の算定方法

本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額ベースであります。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

（1口当たり情報）

2026年 5月20日現在
1口当たり純資産額 4.0079円 （1万口当たり純資産額 40,079円）

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】2026年5月29日現在

しんきん国内株式インデックス（投資一任用）

資産総額	243,372,282 円
負債総額	11,000 円
純資産総額（ ― ）	243,361,282 円
発行済数量	92,521,868 口
1口当たり純資産額（ / ）	2.6303 円

（参考）しんきん日経平均マザーファンド

資産総額	33,411,596,608 円
負債総額	2,622,344,000 円
純資産総額（ ― ）	30,789,252,608 円
発行済数量	6,924,841,102 口
1口当たり純資産額（ / ）	4.4462 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。

- (2) 受益者名簿
該当事項はありません。

- (3) 受益者に対する特典
該当事項はありません。

- (4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に振替法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

- (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

- (6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、振替法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

- (7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

- (8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本の額

200百万円(本書提出日現在)

発行可能株式総数 16,000株

発行済株式総数 4,000株

最近5年間における主な資本の額の増減はありません。

（2）当社の機構

○会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補充または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、議長となります。ただし、取締役会長を置いた場合には、取締役会長が招集し、議長となります。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

○投資運用の意思決定機構

商品企画体制

・投資政策委員会

当委員会において、事務局である運用企画部が情報を収集し、投資環境、運用環境、販売環境に適合した商品企画案を提出します。また当委員会は、新規設定する商品に関する基本的な重要事項について協議し、委員長がこれを決定します。

運用体制

・投資政策委員会

当委員会において、経済環境、資産別市場見通しならびに投資環境等を検討し、基本的な運用方針、運用戦略について協議し、委員長がこれを決定します。また、基本的な投資方針等に基づいて、ファンド運用についての具体的なガイドライン、方策を審議、決定するとともに、個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。経営管理部は、各ファンドの運用成績、ポートフォリオの運用内容等について考査し、当委員会に報告を行います。

・コンプライアンス・運用管理委員会

当委員会において、事務局である経営管理部は、信託財産の運用リスク管理状況ならびに運用に関する法令・諸規則および諸決定事項の遵守状況等の報告を行います。また、トレーディング部は、取引先リスク等の報告を行います。

コンプライアンス管理体制

取締役会の下で法令等遵守に関する問題を一元管理するため、以下のとおりコンプライアンス管理体制を敷いています。

- ・コンプライアンス・運用管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項全般について審議します。
- ・コンプライアンスに関する事項を統括する部門として、コンプライアンス担当部門を設置するとともに、コンプライアンス関連部門を設置します。
- ・コンプライアンス統括責任者を経営管理部担当役員、コンプライアンス管理責任者を経営管理部長とし、コンプライアンス責任者を各部門長とします。また、各部門におけるコンプライアンスの推進および徹底を実践するため、各部門にコンプライアンス担当者を配置します。
- ・全部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス管理の適切性・有効性を検証・評価します。

上記の内容は、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行います。

当社の運用する証券投資信託は、2026年5月29日現在、以下のとおりです。

（親投資信託を除きます。）

（単位：百万円）

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	99	999,452
単位型公社債投資信託	58	82,301
単位型株式投資信託	92	132,679
合計	249	1,214,434

（注）純資産総額は百万円未満を切り捨てしています。

3【委託会社等の経理状況】

- 1． 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- 2． 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3． 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

科 目	注記 番号	前事業年度 (2025年3月31日現在)		当事業年度 (2026年3月31日現在)	
		金 額		金 額	
(資産の部)		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金	*2		4,034,379		4,422,388
前払費用			38,575		34,894
未収委託者報酬			695,298		900,203
未収運用受託報酬	*2		20,424		24,503
未収収益			26,135		26,539
未収還付消費税等			4,194		-
その他の流動資産			8,662		7,265
流動資産計			4,827,670		5,415,793
固定資産					
有形固定資産	*1		95,211		87,797
建物		61,724		58,064	
器具備品		33,486		29,733	
無形固定資産			20,023		11,934
ソフトウェア		18,492		10,292	
電話加入権		959		959	
その他		571		682	
投資その他の資産			5,060,188		5,058,216
長期預金		5,000,000		5,000,000	
投資有価証券		22,314		22,991	
長期前払費用		1,920		1,216	
繰延税金資産		35,953		34,007	
固定資産計			5,175,422		5,157,948
資産合計			10,003,093		10,573,741

		前事業年度 (2025年3月31日現在)		当事業年度 (2026年3月31日現在)	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
(負債の部)		千円	千円	千円	千円
流動負債					
未払金			527,860		636,135
未払手数料	*2	446,076		553,190	
その他未払金		81,783		82,945	
未払法人税等			87,968		95,303
未払消費税等			16,552		28,033
未払事業所税			2,324		2,296
賞与引当金			84,777		72,133
その他の流動負債			4,579		4,890
流動負債計			724,062		838,792
固定負債					
退職給付引当金			136,020		115,405
役員退職慰労引当金			20,312		15,368
固定負債計			156,332		130,774
負債合計			880,395		969,567
(純資産の部)		千円	千円	千円	千円
株主資本			9,122,882		9,603,837
資本金			200,000		200,000
利益剰余金			8,922,882		9,403,837
利益準備金		2,000		2,000	
その他利益剰余金		8,920,882		9,401,837	
別途積立金		8,280,000		8,760,000	
繰越利益剰余金		640,882		641,837	
評価・換算差額等			185		336
その他有価証券評価差額金			185		336
純資産合計			9,122,697		9,604,174
負債・純資産合計			10,003,093		10,573,741

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日		当事業年度 自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬			5,340,764		5,495,306
運用受託報酬	*1		137,412		82,323
営業収益計			5,478,177		5,577,629
営業費用					
支払手数料	*1		2,652,671		2,710,049
広告宣伝費			62,062		82,709
調査費			884,082		944,023
調査研究費		610,815		635,972	
委託調査費		273,266		308,051	
営業雑経費			74,675		71,912
印刷費		64,760		62,505	
郵便料		123		155	
電信電話料		4,846		5,003	
協会費		4,945		4,247	
営業費用計			3,673,492		3,808,694
一般管理費					
給料			721,645		707,308
役員報酬		63,295		61,132	
給料・手当		481,210		477,849	
賞与		71,675		68,876	
法定福利費		99,431		93,274	
福利厚生費		6,032		6,176	
賞与引当金繰入			84,096		68,801
退職給付費用			79,421		80,003
役員退職慰労引当金繰入			8,656		7,056
交際費			3,280		3,574
旅費交通費			7,619		10,495
租税公課			20,777		20,313
不動産賃借料			63,355		63,678
固定資産減価償却費			27,450		26,501
諸経費			152,847		165,298
一般管理費計			1,169,148		1,153,032
営業利益			635,536		615,901
営業外収益					
受取利息	*1		59,650		70,653
その他営業外収益			255		300
営業外収益計			59,906		70,953
営業外費用					
雑損失			2,205		2,669

営業外費用計			2,205		2,669
経常利益			693,236		684,185

		前事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日		当事業年度 自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
		千円	千円	千円	千円
特別損失					
固定資産除却損			-		758
特別損失計			-		758
税引前当期純利益			693,236		683,426
法人税、住民税および事業税			210,869		200,681
法人税等調整額			769		1,790
当期純利益			481,598		480,955

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	7,700,000	739,284	8,441,284	8,641,284
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	580,000	580,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	481,598	481,598	481,598
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	580,000	98,401	481,598	481,598
当期末残高	200,000	2,000	8,280,000	640,882	8,922,882	9,122,882

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	307	307	8,641,591
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	481,598
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	492	492	492
当期変動額合計	492	492	481,106
当期末残高	185	185	9,122,697

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	8,280,000	640,882	8,922,882	9,122,882
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	480,000	480,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	480,955	480,955	480,955
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	480,000	955	480,955	480,955
当期末残高	200,000	2,000	8,760,000	641,837	9,403,837	9,603,837

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	185	185	9,122,697
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	480,955
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	521	521	521
当期変動額合計	521	521	481,476
当期末残高	336	336	9,604,174

重要な会計方針

	当事業年度 自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 投資信託は、当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年 ～ 50年 器 具 備 品 3年 ～ 20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末における自己都合要支給額としております。 (3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
4. 収益および費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。 (1)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2)運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

未適用の会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告および移管指針の改正

（１）概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものの。

（２）適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号 2026年1月9日）
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日）

（１）概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理および開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560 実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直しおよび後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理および開示について定めたものであります。

（２）適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

* 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025年3月31日現在)	当事業年度 (2026年3月31日現在)
建 物	90,508千円	94,168千円
器具備品	43,526千円	48,241千円

* 2 関係会社項目

関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2025年3月31日現在)	当事業年度 (2026年3月31日現在)
普通預金	3,741,388千円	4,339,560千円
定期預金	- 千円	- 千円
未収運用受託報酬	- 千円	- 千円
未払手数料	260,208千円	328,057千円

(損益計算書関係)

* 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日	当事業年度 自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日
運用受託報酬	59,960千円	- 千円
受取利息	2,714千円	8,367千円
支払手数料	2,126,084千円	2,209,596千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1．発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

（リース取引関係）

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

資産運用については預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

（2）金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期預金は、デリバティブを内包した仕組み預金であり、時価は預入金融機関から提供された金額によりますが、中途解約しない限り元本が保証されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において1銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

仕組み預金については、自己資金の運用リスクの管理方針に基づき、自己資金運用リスク管理細則を定め、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクを的確に把握し適正に管理し、定期的に経営委員会に報告しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金・預金（長期預金除く）、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期預金	5,000,000	4,924,742	75,257
投資有価証券	22,314	22,314	—
合計	5,022,314	4,947,057	75,257

（注1）上記表中の投資有価証券の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、全額投資信託に関するものであります。

（注2）金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内
(1) 預金	4,034,033	4,034,033	—	—
(2) 未収委託者報酬	695,298	695,298	—	—
(3) 未収収益	26,135	26,135	—	—
(4) 未収運用受託報酬	20,424	20,424	—	—
(5) 長期預金	5,000,000	—	—	5,000,000
合計	9,775,892	4,775,892	—	5,000,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分けて分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	22,314	—	22,314
合計	—	22,314	—	22,314

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預金	—	4,924,742	—	4,924,742
合計	—	4,924,742	—	4,924,742

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、公表されている基準価額を時価としており、レベル2に分類しております。

長期預金

長期預金は、デリバティブを内包した仕組み預金であり、時価は預入金融機関から提供された金額によっており、レベル2に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

資産運用については預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

（２）金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期預金は、デリバティブを内包した仕組み預金であり、時価は預入金融機関から提供された金額によりますが、中途解約しない限り元本が保証されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において１銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

仕組み預金については、自己資金の運用リスクの管理方針に基づき、自己資金運用リスク管理細則を定め、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクを的確に把握し適正に管理し、定期的に経営委員会に報告しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金・預金（長期預金除く）、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期預金	5,000,000	4,679,030	320,969
投資有価証券	22,991	22,991	—
合計	5,022,991	4,702,022	320,969

（注1）上記表中の投資有価証券の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、全額投資信託に関するものであります。

（注2）金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内
(1) 預金	4,422,120	4,422,120	—	—
(2) 未収委託者報酬	900,203	900,203	—	—
(3) 未収収益	26,539	26,539	—	—
(4) 未収運用受託報酬	24,503	24,503	—	—
(5) 長期預金	5,000,000	—	—	5,000,000
合計	10,373,365	5,373,365	—	5,000,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分けて分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	22,991	—	22,991
合計	—	22,991	—	22,991

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預金	—	4,679,030	—	4,679,030
合計	—	4,679,030	—	4,679,030

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、公表されている基準価額を時価としており、レベル2に分類しております。

長期預金

長期預金は、デリバティブを内包した仕組み預金であり、時価は預入金融機関から提供された金額によっており、レベル2に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	2,774	2,000	774
小計	2,774	2,000	774
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	19,540	20,500	959
小計	19,540	20,500	959
合計	22,314	22,500	185

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	3,629	2,000	1,629
小計	3,629	2,000	1,629
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	19,362	20,500	1,137
小計	19,362	20,500	1,137
合計	22,991	22,500	491

２．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

（収益認識に関する注記）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	前事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
委託者報酬	5,340,764
運用受託報酬	137,412
合計	5,478,177

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	当事業年度 自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日
委託者報酬	5,495,306
運用受託報酬	82,323
合計	5,577,629

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針]4.収益および費用の計上基準に記載のとおりであります。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。当社が有する退職一時金制度については、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

また、当社が加入する厚生年金基金制度は、複数事業主制度の厚生年金基金制度であり、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として計上しております。

２．確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (2025年3月31日現在)	当事業年度 (2026年3月31日現在)
	千円	千円
退職給付引当金の期首残高	149,819	136,020
退職給付費用	18,944	15,886
退職給付の支払額	32,744	36,501
制度への拠出額	—	—
退職給付引当金の期末残高	136,020	115,405

（２）退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2025年3月31日現在)	当事業年度 (2026年3月31日現在)
	千円	千円
非積立型制度の退職給付債務	136,020	115,405
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	136,020	115,405
退職給付引当金	136,020	115,405
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	136,020	115,405

（３）退職給付費用

	前事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日	当事業年度 自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日
	千円	千円
簡便法で計算した退職給付費用	18,944	15,886

３．複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前事業年度 51,552千円、当事業年度 49,929千円であります。

	前事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日	当事業年度 自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日
(1) 直近の積立状況に関する事項	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
	千円	千円
年金資産の額	1,832,300,599	1,796,855,625
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	1,853,684,901	1,828,746,393
差引額	<u>21,384,301</u>	<u>31,890,767</u>
(2) 掛金に占める当社の拠出割合	(2024年3月分) 0.1125%	(2025年3月分) 0.1104%
(3) 補足説明	上記（１）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高134,623,732千円および年金財政計算上の別途積立金113,239,430千円であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。	上記（１）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高127,306,124千円および年金財政計算上の別途積立金95,415,357千円であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間14年7か月の元利均等定率償却であります。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日現在)	当事業年度 (2026年3月31日現在)
繰延税金資産	千円	千円
賞与引当金繰入限度超過額	25,958	22,736
役員退職慰労引当金	6,402	4,844
退職給付引当金繰入限度超過額	42,873	36,375
未払事業税	5,457	6,159
未払事業所税	711	723
その他有価証券評価差額金	58	—
その他	3,824	4,542
繰延税金資産 小計	85,287	75,382
評価性引当額	49,334	41,220
繰延税金資産 合計	35,953	34,162
繰延税金負債	千円	千円
その他有価証券評価差額金	—	155
繰延税金負債 合計	—	155
繰延税金資産の純額	35,953	34,007

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	59,960

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．関連当事者との取引

(1)親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	890,998 百万円	信用金庫 連合会事業	直接 (被所有) 100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の 代行手数料 運用受託報酬 出向者 人件費 事務所 賃借料	2,126,084 千円 59,960 千円 59,239 千円 49,958 千円	未払 手数料	260,208 千円

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000 百万円	証券業	—	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の 代行手数料	483,375 千円	未払 手数料	86,274 千円

（注）1．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2．親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1．関連当事者との取引

(1)親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	890,998 百万円	信用金庫 連合会事業	直接 (被所有) 100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料 出向者人件費 事務所賃借料	2,209,596 千円 37,024 千円 49,958 千円	未払手数料	328,057 千円

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000 百万円	証券業	—	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	445,826 千円	未払手数料	96,228 千円

（注）1．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2．親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日	当事業年度 自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日
1株当たり純資産額	2,280,674円43銭	2,401,043円67銭
1株当たり当期純利益金額	120,399円68銭	120,238円75銭

（注）１．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

２．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日	当事業年度 自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日
当期純利益金額	481,598千円	480,955千円
普通株主に帰属しない金額	—千円	—千円
普通株式に係る当期純利益金額	481,598千円	480,955千円
期中平均株式数	4,000 株	4,000 株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(1)から(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- 1 - (1) 名称 大和証券株式会社（販売会社）
(2) 資本金の額 100,000百万円（2026年3月末現在）
(3) 事業の内容
金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- 2 - (1) 名称 三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)
(2) 資本金の額 324,279百万円（2026年3月末現在）
(3) 事業の内容
銀行業および信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

- (1) 名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
(2) 資本金の額 10,000百万円（2026年3月末現在）
(3) 事業の内容
銀行業および信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 大和証券株式会社（販売会社）
委託会社の指定する金融商品取引業者として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。
- (2) 三菱UFJ信託銀行株式会社（受託会社）
投資信託財産の保管・管理業務を行い、分配金、解約金および償還金の委託会社への交付等を行います。

3【資本関係】

販売会社：該当事項はありません。

受託会社：該当事項はありません。

第3【その他】

1 目論見書の表紙および裏表紙の記載等について

- (1) 使用開始日を記載します。
- (2) 当ファンドのロゴ・マークを記載することがあります。
- (3) ファンドの形態等を記載することがあります。
- (4) 「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (5) 販売会社の名称、ロゴマークを記載することがあります。
- (6) 委託会社の名称、ロゴマーク、問い合わせ先を記載することがあります。
- (7) 受託会社の名称を記載することがあります。
- (8) 目論見書の表紙に図案を採用することがあります。
- (9) 請求目論見書は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできる旨、また約款は請求目論見書に添付されている旨を記載することがあります。（交付目論見書の場合）
- (10) 金融商品取引法に定める目論見書である旨を記載することがあります。
- (11) 金融商品取引法の規定に基づき、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）である旨を記載することがあります。（請求目論見書の場合）
- (12) 当ファンドの手續・手数料等の概要を記載することがあります。
- (13) 当ファンドの購入にあたっては、交付目論見書を十分に読むべきである旨を記載することがあります。

2 目論見書の表紙裏の記載について

次の事項を記載することがあります。

- (1) 当ファンドに関して、委託会社が有価証券届出書を監督官庁に提出している旨。
- (2) 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、法令に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行う旨。
- (3) 当ファンドの信託財産は、受託会社により分別管理されている旨。
- (4) 請求目論見書は、販売会社に対して投資者の請求があった場合に交付される旨。また、販売会社に請求目論見書を請求した場合は、当該請求を行った旨を投資者が記録しておくべきである旨。（交付目論見書の場合）
- (5) 当ファンドの商品分類および属性区分、また、これらの詳細な情報を一般社団法人資産運用業協会のホームページで確認できる旨。
- (6) 委託会社の情報
- (7) 当ファンドについて略称を用いることがある旨。

3 本有価証券届出書の本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」の記載内容について、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

4 請求目論見書に投資信託約款の全文を記載します。

5 目論見書は電子媒体等により作成されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2026年6月12日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 熊谷 充孝

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立

場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年2月6日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきん国内株式インデックス（投資一任用）の2024年11月21日から2025年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきん国内株式インデックス（投資一任用）の2025年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか

うか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年8月7日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきん国内株式インデックス（投資一任用）の2025年11月21日から2026年5月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、しんきん国内株式インデックス（投資一任用）の2026年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年11月21日から2026年5月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。